

## 長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安定的な就職が困難な求職者の常用雇用の促進を図るため、厚生労働省が実施するトライアル雇用事業（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第62条第1項第6号に規定する事業で、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第109条の規定によりトライアル雇用助成金を支給するものをいう。以下「雇用事業」という。）に基づき試行的に雇用した者を引き続き常用雇用者として雇用する事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象労働者 市内に居住する安定した職業に就くことが困難な求職者で、雇用事業開始時において次のア又はイのいずれかに該当したものをいう。
  - ア 省令110条の3第2項第1号イに掲げる者（イに掲げる者を除く。）
  - イ 省令110条の3第3項第1号に掲げる障害者
- (2) 常用雇用 期間の定めのない労働契約（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間数未満である労働契約を除く。）による雇用をいう。
- (3) 常用雇用者 前号に規定する雇用をされている労働者で、法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者であるものをいう。

(交付対象者)

第3 奨励金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用事業に基づき試行的に雇用した対象労働者を引き続き常用雇用者として雇用し、当該常用雇用を開始した日から12月以上雇用していること。
- (2) 前号の常用雇用につき、第6に規定する事業の認定の通知を受けていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(奨励金の額等)

第4 奨励金の額は、対象労働者1人につき6万円とする。

(事業の認定申請)

第5 奨励金の交付対象となる事業の認定を受けようとする者は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて当該常用雇用を開始した日から2月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用事業を実施したことを証する書類の写し
- (2) 労働契約書、任用通知書その他これらに類する書類の写し

- (3) 雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第6 市長は、第5の申請書を受理したときは、内容を審査し、奨励金の交付対象となる事業と認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請等)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3第1号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (2) 市税の納付確認に関する同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する申請書等の提出期限は、第3第1号に該当するに至った日から30日以内とする。

(補助金の交付請求)

第8 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成15年8月26日長野市告示第473号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年度分の奨励金から適用する。

附 則(平成18年3月28日長野市告示第135号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月13日長野市告示第281号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市特定求職者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に厚生労働省が実施するトライアル雇用事業を開始した事業者について適用し、施行日前に厚生労働省が実施するトライアル雇用事業を開始した事業者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月17日長野市告示第326号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度分の奨励金から適用する。

附 則(平成24年6月26日長野市告示第485号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度分の奨励金から適用する。

附 則(平成25年8月7日長野市告示第591号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、施行日以後に常用雇用される対象労働者に係る奨励金について適用し、施

行日前に常用雇用された特定求職者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月1日長野市告示第 631号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日長野市告示第 129号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に雇用事業を開始した事業者について適用し、同日前に雇用事業を開始した事業者については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第5関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業認定申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名 ㊟

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業を下記のとおり実施したいので、認定してください。

記

1

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
常用雇用開始日	
厚生労働省で実施した トライアル雇用の種類	<input type="checkbox"/> トライアル雇用助成金 <input type="checkbox"/> 障害者トライアル雇用助成金 <input type="checkbox"/> 障害者短時間トライアル雇用助成金

2 関係書類

- (1) トライアル雇用事業を実施したことを証する書類の写し
- (2) 雇用契約書、任用通知書その他これらに類する書類の写し
- (3) 雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名 ㊞

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金事業を下記のとおり実施したので、補助金を交付してください。

記

1

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
常用雇用開始日	

2 関係書類

- (1) 第3第1号に規定する要件を満たすことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

---

同 意 書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住所

氏名

㊞

様式第3号（第8関係）

長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名 ㊞

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた、 年  
度長野市トライアル雇用者常用雇用促進奨励金を下記のとおり交付してください。

記

- 1 確定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)											
	銀行・金庫 信組・農協	支店 支所 出張所										
	預金種別	口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座											
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)											
	記号	番号（右詰めで記入してください。）										

